

高齢者の運転免許証自主返納支援に対する補助制度

○ 市町村高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金を創設（H28.4.1）

1 目的

県内における高齢ドライバーが加害者となる交通事故が平成24年以降増加している。その抑止を図るため、市町村が行う高齢者の運転免許証自主返納支援事業に要する経費の一部を県が助成するもの。

2 概要

（1）補助対象団体

市町村

（2）補助対象経費

70歳以上の自主返納者に対しコミュニティバスの回数券などの無料・割引サービスを行った経費

（3）補助対象額

返納者1人につき5,000円を上限とし、その2分の1を県が助成

担当部署：福岡県生活安全課 交通安全係（電話092-643-3167）

市町村高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 市町村高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市町村の実施する運転免許証の自主返納をした高齢者に対して移動のための交通手段に関する支援を行う事業に要する経費の一部を補助することにより、高齢者による運転免許証の自主返納を促進し、もって高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「運転免許証の自主返納」とは、現に受けている免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定するものをいう。以下本条において同じ。）の全てについて、同法第104条の4第1項の規定により取消しを申請し、同条第2項の規定によりその取消しを受けた者（同条第3項の規定により免許を受けた者を除く。）が同法第107条第1項第1号の規定による返納をすることをいう。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の対象となる経費は、市町村が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、同表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、様式第1号による交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 様式第2号による事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは、交付決定を行い、様式第3号による交付決定通知書により当該申請をした市町村に通知するものとする。

(概算払)

第7条 補助金の交付決定を受けた市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号による概算払請求書により知事に請求しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(事業変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ様式第5号による変更交付申請書により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、乗車券の種類ごとの交付者数の増減で、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定の変更を行い、様式第6号による変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第7号による事業中止（廃止）承認申請書により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(補助金の返還)

第10条 知事は、第8条第2項又は第9条第2項の規定により交付決定を変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(事業遅滞の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第8号による事業遅延等報告書により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があつたときは、速やかに様式第9号による事業実施状況報告書により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から1月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第10号による実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1） 様式第11号による事業結果報告書

（2） 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(額の確定)

第14条 知事は、前条第1項の規定により提出された実績報告書を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12号による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第13号による交付請求書により知事に請求しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行し、平成28年度から平成30年度までの補助金に適用する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
平成28年4月 1日以降に運転 免許証の自主返 納をした高齢者 (当該自主返納 をした日において 70歳以上の者に限 る。)に対 して、市町村が購 入した乗車券(電 車又はバスの回 数乗車券その他 知事が認めるも のをいう。)を交 付する事業	乗車券の購入に 要する経費(同一 人に対し乗車券 を複数回交付す る場合にあって は、初回の交付に 係るものに限 る。)	2分の1	運転免許証の自 主返納をした高 齢者1人につき 2,500円